「平和と人権」市民ネットワーク情報　N019-3

事務局発行(℡ 0557-45-1182)　http://peaceito.moo.jp　2019.3/25

5/25(土)、八法亭みややっこの憲法噺

＜憲法 13 条よ永遠に＞

日本国憲法の核心は、個人の尊厳を守ること、**国民一人一人がその人らしく幸福を追求できるようにすること**にあるのです。…

そして、**個人が幸福を追求するためには、人権保障(自由)と国民主権(民主)、これが必須だ**、つまり、**立憲主義だ**、ということが(やっと 20 世紀になって)謳われたわけですね。

日本国憲法が特に素晴らしいのは、先の大戦を教訓にして、**戦争というものは、個人の尊厳にとって有害なものでしかない。**正義のための戦争も、シビリアンコントロールのできる軍隊も、ありえない。戦争という手段は捨てる、と見得を切ったことです。

世界の憲法と比較しても先駆的なことです。

自由と民主(どこかにそんな名前の政党がありましたね)、それに**平和主義**。これが、個人の尊厳原理を支える**三本柱**なのです。　(「八法亭みややっこの憲法噺」より、強調は著者)

八法亭みややっこさんの「憲法噺」を聞いて

昨日(12 月 8 日)、静岡市の「もくせい会館」に八法亭みややっこさん(飯田美弥子弁護士)の「憲法噺」を聴きに行った。会場の富士ホールは 250 人を超える人で一杯になった。みややっこさんの話は 1 時間半に及んだが、飽きなかった。おもしろい。会場は笑い声が絶えなかった。みややっこさんによると、憲法の核心は、誰もが自由に生きられること、生きて良いことを保障していることにある。憲法 13 条の「個人の尊重」とはそういうことで、国家のためとか家のために個人の生き方が決められるのではない、と強調していた。また、質問に答えて次のように言っていた。憲法の大切さを説くとき、いきなり憲法にこう書いてある、というのではなく、具体的な事柄―貧困であったり、いじめであったり、夫婦同姓であったり―に関連して、こういった事柄が実は憲法につながっているんだ、と説明することが大事だ、と。なるほど、憲法を暮らしに生かすというのはこういうことなのだ、と改めて思った。

(三好康昭　日記より)

同封(添付)の案内チラシをご覧ください。チケットをお買い求めください。

寄稿１　メガソーラー訴訟　初公判を傍聴して

３月１５日（金）、静岡地方裁判所で行われた宅造法取り消しを求める初公判を傍聴してきました。

当日は朝７時過ぎに伊豆高原を出発した貸し切りバスには１６名の原告を含め５２名も参加で満席。この裁判に対する関心の高さを物語っているようでした。

静岡地裁に着いたのは１０時頃でした。１０時１５分頃から配られる傍聴整理券をもらいそこねると大変と、一度も休憩をとらずに駆けつけました。傍聴席の数と整理券をもらった人の数が同数で全員が傍聴することができほっとしました。

（↑ 3/16 伊豆新聞より）

私は裁判の傍聴は初めての経験で少し緊張しながら周りをキョロキョロと見回してしまいました。

１１時に裁判長が 入廷し裁判が始まりました。今回は初公判ということで、原告代表の佐藤光子さんの意見陳述が主な内容でした。佐藤光子さんの陳述は、「自然豊かな永住の地が土砂災害の危険地域となり、命を脅かされることになる。」１０分の時間の中でその事実を冷静かつ客観的に述べ、なかなか立派なもので感心させられました。その後裁判長から双方の弁護士に今後の裁判の進め方について意見をもとめたりして、３０分程で裁判が終わりました。そのやりとりの中で驚いたことがひとつありました。それは、伊東市の弁護士がまず争う内容として「原告適格」をあげたことです。裁判長がそれでよいのかと訪ねていましたが、伊東市側の弁護士は、その後のことについてはまた明らかにすると答えていました。原告が争点としている「八幡野川への放出流量の計算間違い」については争う意思がないのか、あるいは争えないのか、私は伊東市の考えがわかりませんでした。

公判のあと近くの会場で記者会見を行い、遅めの昼食を清水港の「河岸の市」でとり、１５時頃伊豆高原に戻ってきました。

今後、伊東市がどのような対応をしてくるのか、次回の公判（６月１４日）が楽しみな初傍聴となりました。

伊藤廣光

寄稿２　天皇代替りに寄せて

小林義明

私は天皇と同期生です。名前の一文字も天皇から頂いたと名付け親が言っていました。

昭和天皇は、戦争中までは「大元帥」であり、「現人神」でした。戦後は、一転して「人間天皇」であ

り、「国民統合の象徴」となりました。「象徴」とは、広辞苑には「あるものが別の物事の象徴となっているさま」とあります。しかし、言葉そのものの意味とは別に、はっきりしていることがあります。それは、天皇は「政治にかかわるな」ということです。戦時中までは、帝国憲法によって天皇は三権の上にあり、「統帥権」という絶対的な権限を持っていました。いわゆる「絶対主義的天皇制」です。

戦後の「国民統合の象徴」とは何か。「象徴」を形に表すことは至難の業に違いありません。今の天皇陛下は、沖縄に行けば「平和」を象徴することになり、被災地を見舞うことは、「命の大切さ」を象徴することになると考えたのかもしれません。よく頑張られましたね。

だが、歴史的にみると、天皇、あるいは天皇制は政治的に極めて有効に利用されてきました。戦争のときは「錦の御旗」として兵役を受け入れ、兵士は「天皇陛下万歳」と言って死んでいきました。いま自民党は、改憲案の中で象徴天皇を「元首」に変えようとしています。「天皇」あるいは「天皇制」の悪しき利用が始まったのではないでしょうか。　注

私は 8 人兄弟の下から 2 番目です。戦争に行ったのは 4 人で、そのうちの一人が千島で戦死しました。そのとき、母は遺骨を抱いて仏壇の前でひっそりと泣きました。

注　2012 年自民党憲法改正草案第 1 条

「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。」

補説 1　〈天皇の生前退位をめぐって〉

明仁天皇は 2016 年 8 月 8 日のテレビメッセージで、国民に向けて、「高齢のため、象徴としての務めを果たすことが難しくなった。」と述べ、生前退位の意向を示唆しました。この意を汲んで特例法が作られ、今年 4 月 30 日に退位することになったわけです。こうした経緯を、原 武史氏は「天皇が国民に向かって直接「おことば」を発表することで政治を動かした、その意味で、日本国憲法で禁じられている権力の主体となった、と批判しています。氏は、「『象徴天皇の務めとは何か』という問題は天皇が決める問題ではなく、主権者である国民が考えるべき問題のはずだ」が、「国民の間にそんな空気はなかったばかりか、そもそも天皇制に関する意見を自由に言える空気自体がありませんでした。…天皇制をめぐるタブーが依然としてあることは紛れもない事実であり、軽視してはならないと思います。」と述べています。(原 武史「平成の終焉」)

補説 2　〈「2012 年自民党憲法改正草案」の第二回学習会〉

3 月 23 日市役所展望ギャラリーで標記の会を開きました。テーマは草案の天皇に関する規定です。天皇=元首化や天皇・摂政の憲法尊重擁護義務の免除等の天皇権威化を志向する草案を批判する意見が相次ぎました。明仁天皇の慰問・慰霊活動については、好意的に評価する人と、歯止めなく広がる「公的行為」を危惧する意見がありました。また、そもそも、「天皇」という制度が人間の平等に反し、私たちの自律的精神を蝕む、という指摘もありました。

第三回目の学習会は、**4 月 27 日(土) 10:00～市役所展望ギャラリー**で行います。テーマは草案第二章の「安全保障」(現憲法の「戦争の放棄」をこのように改題しました)です。ご参加をお待ちしています。

【お断り】前号に続き内容がネットワーク情報と連動していますので合体版としてお知らせさせていただきます

市民アクション通信

No.15　2019.3.26

発行 ＝ 安倍九条改憲NO！伊東市民アクション

署名集約先：伊東市職労付　〒414-0046 伊東市大原 2-1-1
Tel.0557-37-9134　Fax.0557-37-1347

国民望まぬ安倍改憲 NO の民意を宣伝・行動で形に

自民党が憲法改正で世論喚起し取り組み強化

２月１０日の自民党大会で安倍首相は、「自治体の６割以上が協力を拒否している悲しい実態がある」、「この状況をかえよう。憲法にしっかり自衛隊を明記して、違憲論争に終止符をうつ」などと述べました。

その１カ月後の３月６日、自民党は、統一地方選挙で打ち出す政策パンフレットを発表。憲法改正について「改めて国民世論を喚起し、とりくみを更に強める」と打ち出しました。また、３月中の憲法審査会再始動も企むなど改憲発議へ執念を燃やしています。

一方で、多数の世論はいま改憲論議をすることを要求していません。統一地方選挙をはじめ５月のメーデーや憲法集会をひかえるこの春、憲法守れとの民意を見える形で示していく、署名宣伝や行動が求められています。

９の日署名行動　宇佐美で実施

（報告・事務局 三好）

３月の「９の日行動」は宇佐美地区で行いました。先月と違いうららかな春の陽気。参加者も増えるだろうと期待しました。が、増えたのは１名だけで５名の参加にとどまりました。伊藤さんが用意した区割り表を基に４カ所に分かれて廻りました。私は１時間まわって僅かに１筆。趣旨には賛同しても署名となると躊躇する人、端から政治向きの話はお断りという人。地域性とは関係ないようです。他の人たちは５筆、７筆、篠原和雄さんに至っては 15 筆の辣腕ぶり。全部で２８筆。「こういう日もあるさ」と慰めつつ、癪なことも確か。帰途小室山に寄って、椿園の観光客相手に７筆を得ました。この分もプラスしてこの日の成果は35筆ということにしてください。

来月４月９日(火)も宇佐美地区です
午後２時、宇佐美・コミセン集合

～伊東・９条の会より～ 新聞意見広告運動にご協力を

今年も5月3日の憲法記念日に合わせ、静岡県内の9条の会と共同して、意見広告運動に取り組みます。今回はさらに世論を広げるため、読売･毎日新聞の二紙に掲載します。多くの方の賛同をお願いいたします。詳細は別添のお願いをご覧ください。メール会員の方で賛同いただく際は、事務局までご連絡ください。

5月1日　メーデー伊東地区集会

来る5月１日は労働者・市民の祭典メーデー、今年で９０回目となります。憲法を踏み破り、ふたたび戦争への道を歩ませないためにも、過労死を生み出す働かせ方をやめさせ、「８時間働けば普通にくらせる社会」を実現させるためにも、メーデーは重要です。みんなで参加して、「憲法改悪反対・戦争法廃止」「大幅賃上げ実現」「消費税増税反対」「原発なくせ」「メガソーラー反対」など市民要求の実現にむけて意気高くアピールしていきましょう。

日時　5月１日(水)１０時３０分～
会場　物見塚公園（市役所となり）
※集会後行進、伊東駅まで歩きます

5月の連休はご家族・友人を誘って♪

5月3日　ITO ピースパレード

５月３日、全国で「憲法を守り生かそう」と集会やパレードが行われます。日本国憲法に保障された基本的人権は、個人の尊重（憲法 13 条）、人間らしく生き働く権利（憲法 25 条・27 条）など、世界中の憲法と比べてもトップレベルです。さらに、「二度と戦争しない」と決めた憲法９条があるから、海外の戦場で自衛隊員が殺し殺されることも、戦争に巻き込まれることもなく、日本は経済発展を続けてきました。今こそ、憲法を生かすとき！と、ご一緒に声を上げましょう。

日時　5月３日(金)１４時～
集合　観光会館前テラス集合・出発
※別添のチラシを参照ください